

平成22年 第6回沼田町議会臨時会 会議録

平成22年11月29日(月)

午後 1時29分 開 会

1. 出席議員

|     |     |         |     |      |         |     |
|-----|-----|---------|-----|------|---------|-----|
| 議 長 | 9 番 | 杉 本 邦 雄 | 議 員 | 1 番  | 津 川 均   | 議 員 |
|     | 2 番 | 横 山 忠 男 | 議 員 | 3 番  | 高 田 勲   | 議 員 |
|     | 4 番 | 大 沼 恒 雄 | 議 員 | 5 番  | 絵 内 勝 己 | 議 員 |
|     | 6 番 | 上 野 敏 夫 | 議 員 | 7 番  | 橋 場 守   | 議 員 |
|     | 8 番 | 中 村 保 夫 | 議 員 | 10 番 | 渡 辺 敏 昭 | 議 員 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 副町長    | 生 沼 篤 司 君 | 会計管理者  | 金 子 幸 保 君 |
| 総務課長   | 神 憲 彦 君   | 地域開発課長 | 横 山 茂 君   |
| 財政課長   | 辻 山 典 哉 君 | 農業振興課長 | 栗 中 一 弘 君 |
| 住民生活課長 | 辻 広 治 君   | 建設課長補佐 | 菅 原 秀 史 君 |
| 保健福祉課長 | 吉 田 憲 司 君 | 和風園園長  | 中 山 利 之 君 |
| 旭寿園園長  | 浅 野 信 行 君 |        |           |

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 平 嘉 則 君 書 記 川 嶋 智 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第 70 号 町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 71 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 72 号 特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について

発議第 2 号 沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

請願第 2 号 T P P 交渉への参加中止を求める請願について

意見案第 11 号 T P P 交渉への参加中止を求める意見書（案）について

---

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました平成22年第6回沼田町議会臨時会を開会します。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、大沼議員、5番、絵内議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

---

(一 般 議 案 )

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第70号。町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第70号。町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を提出する。平成22年11月29日提出、町長名です。

町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）第1条町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改める。以下お目通しを頂きたいと思いますが、今回の改正につきましてはご承知のとおり8月に人事院から給与の官民格差を解消するため、平均1.5%の引き下げ勧告が出され、国においては先週26日でございますけれども、参議院の本会議で勧告通り給与関連法案が成立したところでございます。

本町におきましても、人事院勧告に準じて給与条例等の改正を行うものですが、改正にあたっては組合、職員組合の理解をいただくと共に、他町村の動向も十分踏まえた中で提案をいたしているものでございます。改正内容につきましては、別紙

資料をご覧頂きたいと思いますが、改正の第1点目は55歳を越え、且つ6級職にある職員の支給額を1.5%、月額に致しますと約7千円ほどになりますけれども、これの引き下げを行うもの。2点目は40歳代以上の職員の支給額を0.1%、月額で200円から500円の引き下げを行うもの。3点目は期末勤勉手当の至急割合を0.2ヵ月分削減し、年間支給額を4.15ヶ月から3.95ヶ月に減額するもの。また、実施時期につきましては国と同様、12月1日からとするものですが、国においては4月から11月までの、格差相当額を12月の期末勤勉手当で減額調整をすることとしておりますけれども、当町におきましては12月の期末勤勉手当が、大幅に削減されることによる地域経済の影響を考慮いたしまして、調整は行わないものとしたものでございます。以上が今回の改正内容となっておりますけれども、今回の改正で約880万円の削減が図られることとなるものでございます。以上よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）7番。民間企業の労働者の平均賃金が10年以上下がりっぱなしという国は世界の主要国と言われている20数カ国の中でね、日本だけだちゅうんですね、10数年も下がりっぱなしなんですよ。これで景気良くなるはずはないんですよ。一方あの、大企業と言う、この名前の付く企業というのは資本金が1億円、10億円以上ですね、10億円以上の資本金を持ってる大企業って言うのは、1年間で20兆円以上溜め込んでるんですね、そういう状況の下でねやはりあの、低賃金を一般企業のね、労働者の賃金が下がりっぱなしなんですよ。これをやっぱりね改革させる、これは国の、政治の力でねやれるんですね、ここんところをきちっと直すことをしなければね、そういう状態そのままにしておいて、民間企業の労働者の賃金が下がっているから、公務員の給料下げなきゃならんてこういうね、理屈は逆さまだと思うんですよ。ですから私はこの際そういうやり方に、を直すという意味でにおいてですね、この賃金の引き下げには反対を致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にご意見ありませんか。なければ採決を致します。議案第70号に賛成の方挙手願います。

（挙手多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、挙手多数により、原案のとおり決することになりました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第４、議案第７１号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第７１号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成２２年１１月２９日提出、町長名です。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。第１条特別職の職員の給与に関する条例（平成１４年条例第３６号）の一部を次のように改正する。以下お目通し頂きたいと思いますが、今回の改正は只今議決をいただきました、職員に準じて第１条で１２月に支給される期末手当を０．１５か月分削減し、１２月の至支給割合を２．１７５ヶ月から２．０２５ヶ月に減額するもの。第２条で平成２３年度以降の６月と１２月の支給割合を職員と同率にし、年間支給割合が４．１０から３．９５ヶ月になるものでございます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第５、議案第７２号。特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第７２号、特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について。特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例を提出する。平成２２年１１月２９日提出、町長名でございます。

特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例。特別職及び教育長の給与に関する特例条例（平成１５年条例第２１号）の一部を次のように改め

る。第1条中743,300円を732,200円に、614,600円を605,400円に、563,700円を555,300円に改める。附則この条例は平成22年12月1日から施行する。

今回の改正につきましては、40歳代以上の職員の月例給が引き下げられたことから、特別職におきましても55歳を越える職員の引き下げ率に準じて、月例給を1.5%、町長で11,100円、副町長で9,200円、教育長で8,400円それぞれ引き下げを行うものとなっております。先ほど議決をいただきました特別職の期末手当の減額分とあわせますと、今年度分で約54万円の削減が図られるものとなるものでございます。以上よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第72号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、発議第2号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第2号は原案のとおり決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。暫時休憩致します。

---

#### （日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今事務局より請願 1 件について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第 7、請願第 2 号、T P P 交渉への参加中止を求める請願についてを日程に追加することに決しました。

---

#### （追加議案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第 7、請願第 2 号、T P P 交渉への参加中止を求める請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願第 2 号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第 2 号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第 2 号は採択すべきものと決しました。

---

#### （日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今採択されま

した請願に伴う意見案について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第8、意見案第11号、TPP交渉への参加中止を求める意見書（案）についてを日程に追加することに決しました。

---

#### (意見案の審議)

○議長（杉本邦雄議長）日程第8、意見案第11号、TPP交渉への参加中止を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

#### (閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成22年第6回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

1時45分 閉会



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員